

きら 青の煌めきあおもり障スポ

The 25th National Sports Festival for People with a Disability

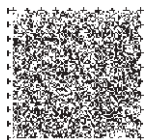
開催基本計画

2026



音声コード

読み上げ装置にて内容を
音声で聞くことができます。



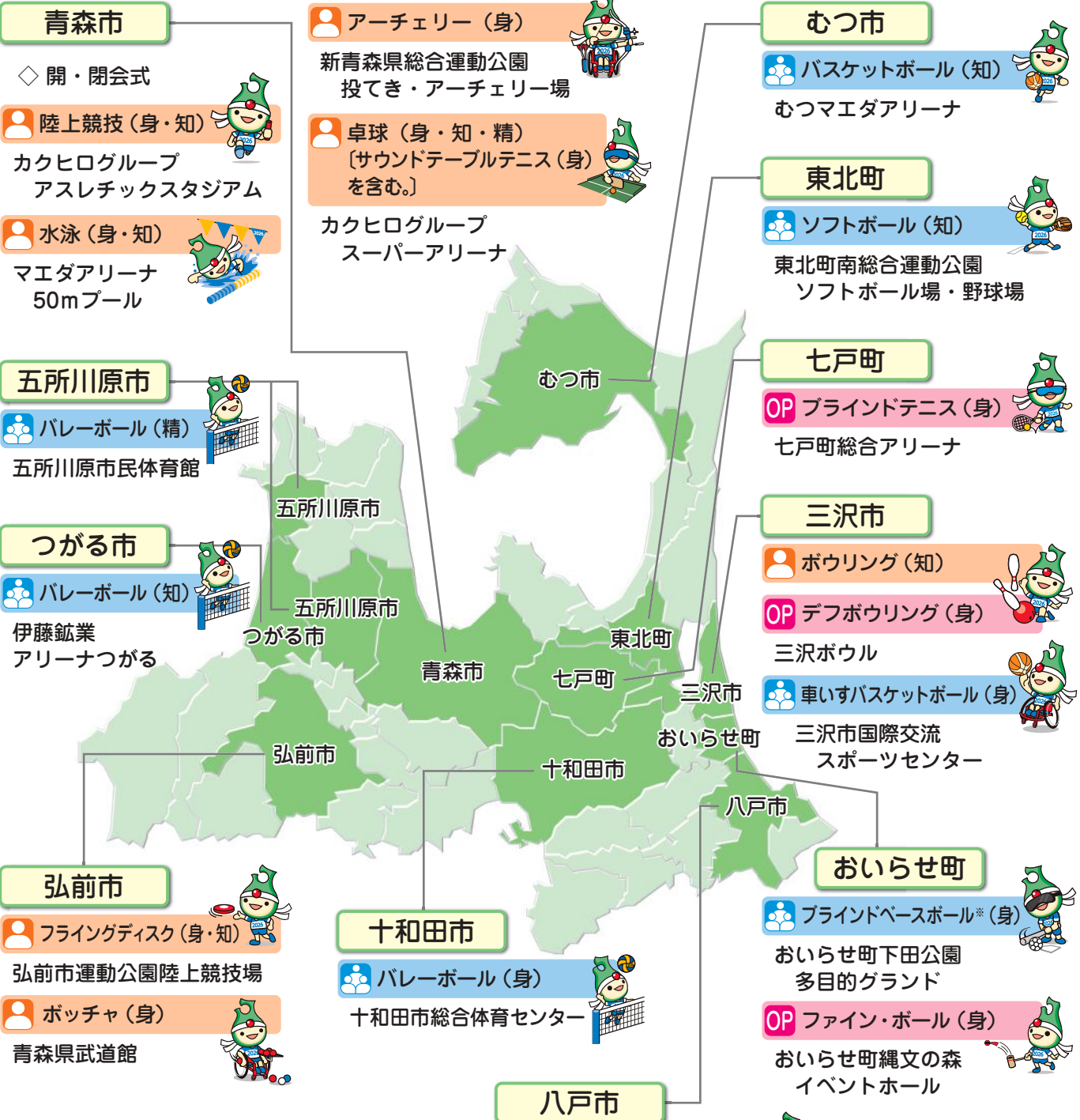
青の煌めきあおもり障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会

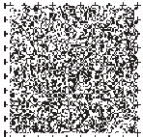


個人競技 7競技 団体競技 7競技 OP オープン競技 3競技



身：身体障がい者が出場できる競技
知：知的障がい者が出場できる競技
精：精神障がい者が出場できる競技

※令和8年4月1日付でグラウンドソフトボールから名称変更



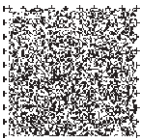
目 次

I 基本事項

1	開催基本方針	1
2	大会の名称・愛称・スローガン等	2
3	主催者	4
4	大会日程	5
5	実施競技及び競技運営主管団体	6
6	会 場	7

II 準備運営計画

1	競 技	
(1)	参加選手団規模	8
(2)	競技役員等の養成	10
(3)	競技運営	12
(4)	オープン競技	13
(5)	会場地設営等	14
2	式 典	
(1)	開・閉会式	15
(2)	炬 火	15
3	宿泊等	
(1)	宿 泊	17
(2)	医事・衛生	18
4	輸送・交通等	
(1)	輸 送	19
(2)	観 光	20
5	県民運動	
(1)	基本目標	21
(2)	運動の進め方	21
(3)	児童生徒等の参加の促進	22
(4)	おもてなし広場の設置	22
6	ボランティア	
(1)	大会運営ボランティア	23
(2)	情報支援ボランティア	24
(3)	選手団サポートボランティア	25
7	広報・報道	
(1)	広報活動	26
(2)	大会の記録	26
(3)	報道取材	27
8	運営・調整	
(1)	安全確保	28
(2)	服 飾	28
(3)	傷害保険等	28
(4)	大会メダル・参加章	28
	参考資料	29



I 基本事項

1 開催基本方針

縄文の頃から築き上げられてきた文化と伝統など情緒あふれる青森の地で開催される第25回全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人もない人もスポーツを通じて障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を一層推進するとともに、すべての人が共に支え合い、安心して暮らすことができる社会を目指す大会とし、次の4つを基本方針とします。

共に支え合い、思いやりの心を育もう！

障がいのある人もない人も、スポーツを通じて思いやりの心を育み、競技に参加する選手、選手を支える家族、選手を応援する仲間、大会を支えるスタッフみんなの喜びと感動があふれる大会にします。

来県者との新たな友好関係を築こう！

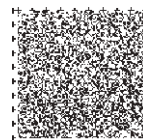
多くの県民がボランティアや競技スタッフなど様々な形で大会に参加するとともに、来県者の方々をまごころ込めてお迎えし、競技や大会イベント等を通じて新たな友好関係を築く大会にします。

青森の魅力を全国に伝えよう！

県民一人ひとりが、大会を通じて、縄文の頃から築き上げられてきた文化と伝統、自然、習慣、方言、祭り、食べ物などの地域資源を有する「ふるさと青森」に愛着と誇りを持つとともに、これらの青森の魅力を全国に発信する大会にします。

仲間とともにさらなる高みを目指そう！

障がいのある人が可能性にチャレンジし、持てる力と技を存分に発揮できるよう、選手の育成や指導者の養成など、競技力の向上を図るとともに、今後さらなる高みを目指す仲間と出逢う大会にします。



2 大会の名称・愛称・スローガン等

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

令和8（2026）年度の青森県での開催が第25回大会となります。

（1）大会の名称

第25回全国障害者スポーツ大会

（2）大会の愛称

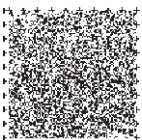
青の煌めき^{きら}あおもり障スポ

青い空、青い海や湖、青い山並など美しく豊かな自然に恵まれた青森県で、参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いきいきと煌めくような大会を目指します。

（3）スローガン（第80回国民スポーツ大会と共通）

翔ける未来へ縄文の風に乗って

縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めています。



(4) 大会のシンボルマーク

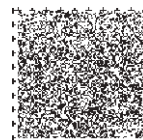


●全国障害者スポーツ大会シンボルマーク
全国障害者スポーツ大会のシンボルマーク。21世紀の「21」をモチーフに、障がい者の「走る」「跳ぶ」「泳ぐ」姿をデザイン。4つのカラーは「北海道（青＝海）」「本州（緑＝大地）」「四国（黄＝光）」「九州（赤＝太陽）」を表し、全国の障がい者スポーツの交流の場として、人と人との交流、地域との連帯を深める全国障害者スポーツ大会の未来への飛躍をシンボライズしています。

(5) マスコットキャラクター



アップリート君



3 主催者

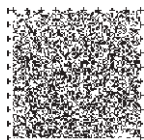
主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、青森県、開催地市町及び関係団体とします。

【中央主催者】

公益財団法人日本パラスポーツ協会
文部科学省

【開催地主催者】

青森県
青森市
弘前市
八戸市
五所川原市
つがる市
十和田市
三沢市
むつ市
東北町
おいらせ町
一般財団法人青森県身体障害者福祉協会
一般社団法人青森県手をつなぐ育成会
一般社団法人青森県視覚障害者福祉会
一般社団法人青森県ろうあ協会
青森県精神保健福祉協会
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会
青森県障害者スポーツ指導員会
青森県特別支援学校校長会
青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会
公益財団法人青森県スポーツ協会



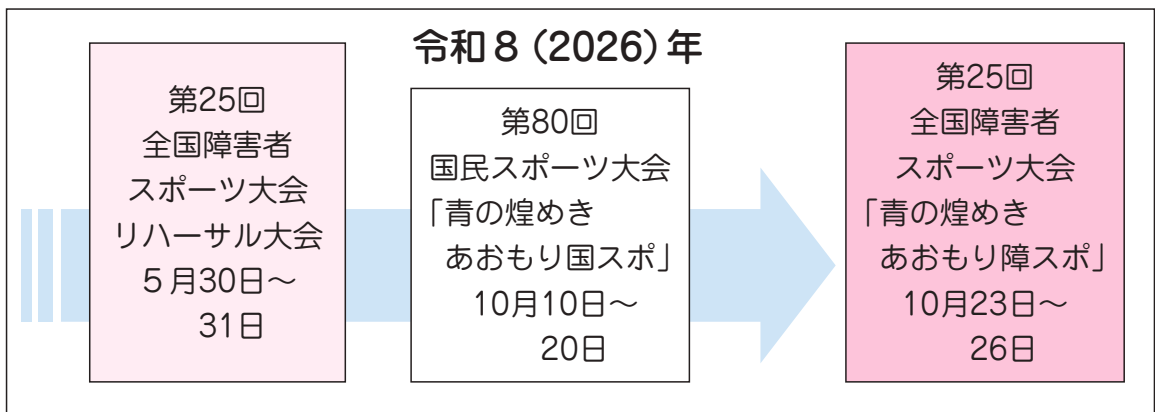
4 大会日程

大会日程は、選手が日頃の力を十分に発揮できるよう、また、大会関係者に負担をかけないように、できるだけゆとりあるものとし、多くの方が参加できる大会を目指します。

(1) 開催期日

【本大会】 令和8年10月23日（金）～26日（月）

【リハーサル大会】 令和8年5月30日（土）～31日（日）



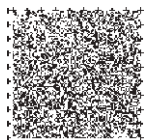
(2) 大会日程

ゆとりある競技日程を目指し、大会関連の日程を次のとおりとします。

10月21日 （水）	10月22日 （木）	10月23日 （金）	10月24日 （土）	10月25日 （日）	10月26日 （月）
選手団来県	選手団来県 公式練習会	監督会議 全国代表者会議 公式練習会 開会式	競 技		閉会式 選手団離県
			オープン競技		

※全国代表者会議、監督会議は、予定を変更して大会期間前に行うこともあります。

※詳細については、輸送計画の策定により変更になる場合があります。



5 実施競技及び競技運営主管団体

実施競技は、公益財団法人日本パラスポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技及び団体競技あわせて14競技とします。

また、競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する関係競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会登録競技団体等が主管します。

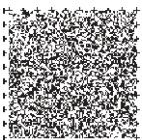
	競技名	区分	競技運営主管団体
個人競技 (7競技)	陸上競技	身・知	一般財団法人青森陸上競技協会
	水泳	身・知	一般社団法人青森県水泳連盟
	アーチェリー	身	青森県アーチェリー協会
	卓球 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む。〕	身・知・精	青森県卓球連盟
	フライングディスク	身・知	青森県障害者フライングディスク協会
	ポッチャ	身	青森県ポッチャ協会
	ボウリング	知	青森県ボウリング連盟
団体競技 (7競技)	バスケットボール	知	一般財団法人 青森県バスケットボール協会
	車いすバスケットボール	身	
	ソフトボール	知	青森県ソフトボール協会
	ブラインドベースボール*	身	
	バレーボール	身・知・精	青森県バレーボール協会
	サッカー	知	一般社団法人青森県サッカー協会
	フットソフトボール	知	青森県軟式野球連盟

身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

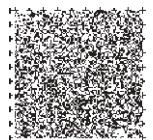
※ 令和8年4月1日からグランドソフトボールの名称がブラインドベースボールに変更となるため、本開催基本計画では、ブラインドベースボールの名称を使用しています。



6 会 場

開・閉会式及び競技の会場は、「青の煌めきあおもり国スポ」で使用される施設等を活用し、選手等の負担軽減、観客の利便性及び交通・宿泊施設を総合的に配慮した会場とします。

競技名等		会 場	所在地	
開・閉会式		マエダアリーナ	青森市	
個人 競技 (7 競技)	陸上競技(身・知)	カクヒログループ アスレチックスタジアム	青森市	
	水泳(身・知)	マエダアリーナ50mプール	青森市	
	アーチェリー(身)	新青森県総合運動公園 投てき・アーチェリー場	青森市	
	卓球(身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む。〕	カクヒログループスーパーアリーナ	青森市	
	フライングディスク(身・知)	弘前市運動公園陸上競技場	弘前市	
	ボッチャ(身)	青森県武道館	弘前市	
	ボウリング(知)	三沢ボウル	三沢市	
団体 競技 (7 競技)	バスケットボール(知)	むつマエダアリーナ	むつ市	
	車いすバスケットボール(身)	三沢市国際交流スポーツセンター	三沢市	
	ソフトボール(知)	東北町南総合運動公園ソフトボール場・ 野球場	東北町	
	ブラインドベースボール(身)	おいらせ町下田公園多目的グラウンド	おいらせ町	
	バレーボール	(身)	十和田市総合体育センター (リハーサル大会) 七戸町総合アリーナ	十和田市 七戸町
		(知)	伊藤鉱業アリーナつがる	つがる市
		(精)	五所川原市民体育館	五所川原市
		サッカー(知)	プライフーズスタジアム・ 八戸市多賀多目的運動場人工芝球技場	八戸市
フットソフトボール(知)	八戸市新井田公園多目的広場	八戸市		



Ⅱ 準備運営計画

1 競技

全国から参加する選手が、快適な環境で競技を行えるよう、競技役員等の養成を行うとともに、安全で快適に大会を楽しむことができる会場づくりを進めるなど、円滑な競技運営を図ります。

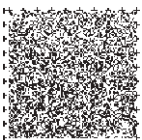
(1) 参加選手団規模

選手 約3,640人
役員 約2,000人（各都道府県、指定都市）

ア 個人競技参加選手数〔（ ）内は延べ選手数〕

競技名	参加選手数	参加種目の内訳
陸上競技（身・知）	960人（1,920人）	競走競技（トラック競技） 跳躍競技、投てき競技
水泳（身・知）	310人（620人）	自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ、リレー、メドレーリレー
アーチェリー（身）	70人（70人）	50m・30mラウンド 30mダブルラウンド
卓球（身・知・精） 〔サウンドテーブルテニス（身）を含む。〕	460人（460人）	卓球 サウンドテーブルテニス
フライングディスク（身・知）	400人（800人）	アキュラシー、ディスタンス
ボッチャ（身）	140人（140人）	
ボウリング（知）	200人（200人）	
合計	2,540人（4,210人）	

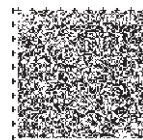
（注）個人競技の参加申し込みは、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則」に定めるところによります。



イ 団体競技参加チーム数及び選手数

競技名	区分	チーム数及び選手数	
バスケットボール（知）	男女別	14チーム（12名）	168人
車いすバスケットボール（身）	男女混合可	7チーム（12名）	84人
ソフトボール（知）	男女混合可	7チーム（15名）	105人
ブラインドベースボール（身）	男女混合可	7チーム（15名）	105人
バレーボール（身）	男女別	14チーム（12名）	168人
バレーボール（知）	男女別	14チーム（12名）	168人
バレーボール（精）	男女混合	7チーム（12名）	84人
サッカー（知）	男女混合可	7チーム（16名）	112人
フットソフトボール（知）	男女混合可	7チーム（15名）	105人
合 計		84チーム	1,099人

（注）各競技とも、ブロック代表6、地元代表1の7チームを予定しています。



(2) 競技役員等の養成

第25回全国障害者スポーツ大会における競技役員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）は、円滑な競技運営と障がい者スポーツの振興及び障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、次により計画的に養成します。

ア 競技役員等の定義

- (ア) 競技役員は、競技運営や審判、競技記録等の業務に携わる者をいいます。
- (イ) 競技補助員は、競技役員の補助に携わる者をいいます。

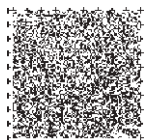
イ 基本方針

- (ア) 競技役員等については、競技運営主管団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成します。
- (イ) 円滑な競技運営を図るため、各競技役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成します。
- (ウ) 県、会場地市町村及び競技運営主管団体の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら養成します。
- (エ) 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、年次別の養成人数を計画して養成します。
- (オ) 資格が不要ない競技役員等については、障がい者スポーツの振興及び障がい者の社会参加の推進に寄与するため、県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるよう養成します。

ウ 競技役員等の養成計画

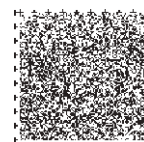
競技役員は、中央講習会等派遣や県内講習会等において養成し、競技補助員は、県内講習会等において養成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
競技役員				編成計画策定	役員編成	リハーサル大会 → 本大会
	養成（講習会開催、審判実務参加、大会視察等）					
競技補助員				編成計画策定	補助員編成	リハーサル大会 → 本大会
	養成（講習会開催、現地研修等）					



工 競技役員・競技補助員

競 技 名		競技役員 (人)	競技補助員 (人)	競技運営主管団体	協力 団体
個人競技 (7競技)	陸上競技(身・知)	340	360	一般財団法人 青森陸上競技協会	高等学校・短期大学・大学・専修学校等
	水泳(身・知)	130	90	一般社団法人 青森県水泳連盟	
	アーチェリー(身)	50	110	青森県アーチェリー協会	
	卓球(身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス(身) を含む。〕	140	80	青森県卓球連盟	
	フライングディスク (身・知)	120	140	青森県障害者 フライングディスク協会	
	ボッチャ(身)	100	30	青森県ボッチャ協会	
	ボウリング(知)	60	40	青森県ボウリング連盟	
	小 計	940	850		
団体競技 (7競技)	バスケットボール(知)	80	60	一般財団法人 青森県 バスケットボール協会	
	車いすバスケットボール (身)	60	60		
	ソフトボール(知)	70	40	青森県ソフトボール協会	
	ブラインドベースボール (身)	90	40		
	バレーボール (身・知・精)	140	230	青森県バレーボール協会	
	サッカー(知)	80	60	一般社団法人 青森県サッカー協会	
	フットソフトボール(知)	80	40	青森県軟式野球連盟	
	小 計	600	530		
合 計	1,540	1,380			



(3) 競技運営

ア リハーサル大会

競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるために、リハーサル大会を実施します。

・期 日 令和8年5月30日(土)・31日(日)

イ 全国代表者会議・監督会議

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者、監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則などに関する会議を開催します。

・期 日 令和8年10月23日(金)

※予定を変更して大会期間前に行うこともあります。

ウ 公式練習会

選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設けます。

(ア) 期 日 令和8年10月22日(木)～24日(土)

(イ) 練習会場 本大会の会場とします。

(ウ) 練習時間 あらかじめ競技・選手団ごとに指定します。

エ 競技記録、成績の収集及び発表

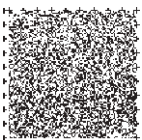
各競技の記録・成績の収集及び発表は、記録本部を設置し、インターネットなどを活用し、正確かつ迅速に行います。

オ 開始式及び表彰式

会場地市町及び競技運営主管団体と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディション等に配慮して、必要に応じて簡素に実施します。

カ 競技用具等の整備

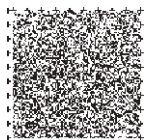
競技用具及び運営用具については、競技運営主管団体と協議し、会場備え付けのもの、「青の煌めきあおもり国スポ」で使用したものを利用するほか、県内施設、各種団体及び民間業者からの借用あるいは購入により、競技運営に支障のないよう整備します。



(4) オープン競技

障がい者スポーツの一層の普及・振興を図る観点から、全国障害者スポーツ大会競技規則に定める個人競技及び団体競技以外に、次の競技を「オープン競技」として実施します。

競技名	障がい区分	主催団体	会場
ブラインドテニス	身体 (視覚)	日本ブラインドテニス連盟 東北地域協会	七戸町総合アリーナ (七戸町)
ファイン・ボール	身体 (肢体)	日本ファイン・ボール協会、 おいらせ町ファイン・ボール協会	おいらせ町縄文の森 イベントホール (おいらせ町)
デフボウリング	身体 (聴覚)	青森県ボウリング連盟	三沢ボウル (三沢市)



(5) 会場地設営等

大会に参加するすべての人が、安全で快適に大会を楽しむことができる会場づくりを目指します。

ア 基本目標

(ア) 利用しやすい会場づくり

段差解消のためのスロープや車椅子での利用が可能な広めのトイレ等の仮設物を設置するなど、すべての人にとって利用しやすい会場づくりに努めます。

(イ) 分かりやすい情報の提供

会場や会場周辺の多くの人が集まる場所への案内ボランティアの配置をはじめ、大きな文字やふり仮名を使った案内看板や電光掲示板、ヒアリンググループの設置、インターネット、ラジオ放送等による情報発信など、すべての人に分かりやすい情報提供に努めます。

イ 整備の視点

(ア) 安全性

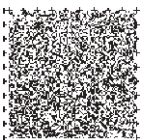
障がいのある人をはじめ、すべての人に配慮した動線の設定や区分けを行い、安全な会場づくりに努めます。

(イ) 快適性

看板等の情報伝達設備やスロープ、オストメイト対応多目的トイレの設置など、すべての人が快適に利用できる会場づくりに努めます。

(ウ) 簡素・効率化

既存施設を最大限に活用し、仮設物による対応を基本とします。
また、国スポ等で利用した物品等を有効活用するなど、簡素かつ効率的な会場づくりに努めます。



2 式典

式典は、青の煌めきあおもり国スポと連携し、「翔けろ未来へ縄文の風に乗って」のスローガンのもと、障がいの有無にかかわらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現に寄与することを目的とします。

(1) 開・閉会式

ア 参加者に配慮した式典運営

開・閉会式は、できるだけ簡素で効率的にし、十分な競技時間を確保するとともに、参加する選手・役員等の負担を軽減し、健康管理に十分配慮するものとします。

イ 式典催事の内容

式典催事は、障がいのある人もない人も、大会に参加するすべての人が一体となって感動と喜びを共有できるものとします。

ウ 音楽・演技等の構成

式典音楽・式典演技等は、「青の煌めきあおもり国スポ」を基本として、第25回全国障害者スポーツ大会開催基本方針を踏まえた構成とします。

エ 荒天時の対応

荒天時の開・閉会式については、規模を縮小して実施します。

オ リハーサルの実施

開・閉会式の円滑な運営を図るため、リハーサルを実施します。

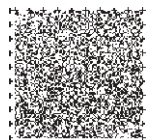
カ 参加者への情報提供

式典に関する情報が、あらゆる人にわかりやすく提供できるように配慮します。

(2) 炬火

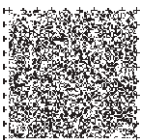
ア 炬火点火・納火

炬火は、開会式において主会場の炬火台に点火し、大会期間中、選手たちの活躍を見守り続けた後、閉会式において納火します。



イ 炬火イベント

全県的な大会機運の高揚と、障がいに対する理解を深めるため、「青の煌めきあおもり国スポ」と連携した炬火を活用したイベントの実施を検討します。



3 宿泊等

大会参加者の宿舎の確保と大会参加者の障がい特性に合った適切な配宿に努めるとともに、大会参加者及び一般観覧者の医事・衛生に万全を期します。

(1) 宿 泊

大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係機関・団体等の協力を得て、おもてなしの心をもって快適な宿舎の確保に努めます。

ア 参加意向調査

宿舎ごとの受入数を調整するため、大会参加者の障がいの程度や宿泊数等の調査を実施します。

イ 宿泊施設調査

大会参加者の特性に合った適切な配宿を行うため、宿舎の客室タイプや設備等の調査を実施します。

ウ 宿泊環境整備

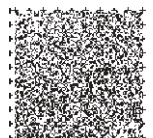
大会参加者が快適に宿泊できるよう、宿舎のバリアフリー化について理解を求めるとともに、必要に応じてシャワーチェアや浴槽マットなどの宿泊を支援する用具を配置するほか、エレベーターに点字シールを設置するなど、障がい特性に応じた宿泊環境の向上に努めます。

エ 宿泊料金の設定

「青の煌めきあおもり国スポ」との連携を図り、関係団体等と協議の上、宿泊料金を設定します。

オ 配宿

大会参加者の障がいの程度や会場までの交通、大会スケジュールなどに配慮した配宿に努めます。



カ 接遇講習会

大会参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するとともに、障がい者への合理的配慮を推進するため、宿舎の従事者を対象とした接遇講習会を実施します。

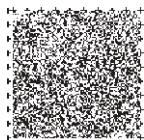
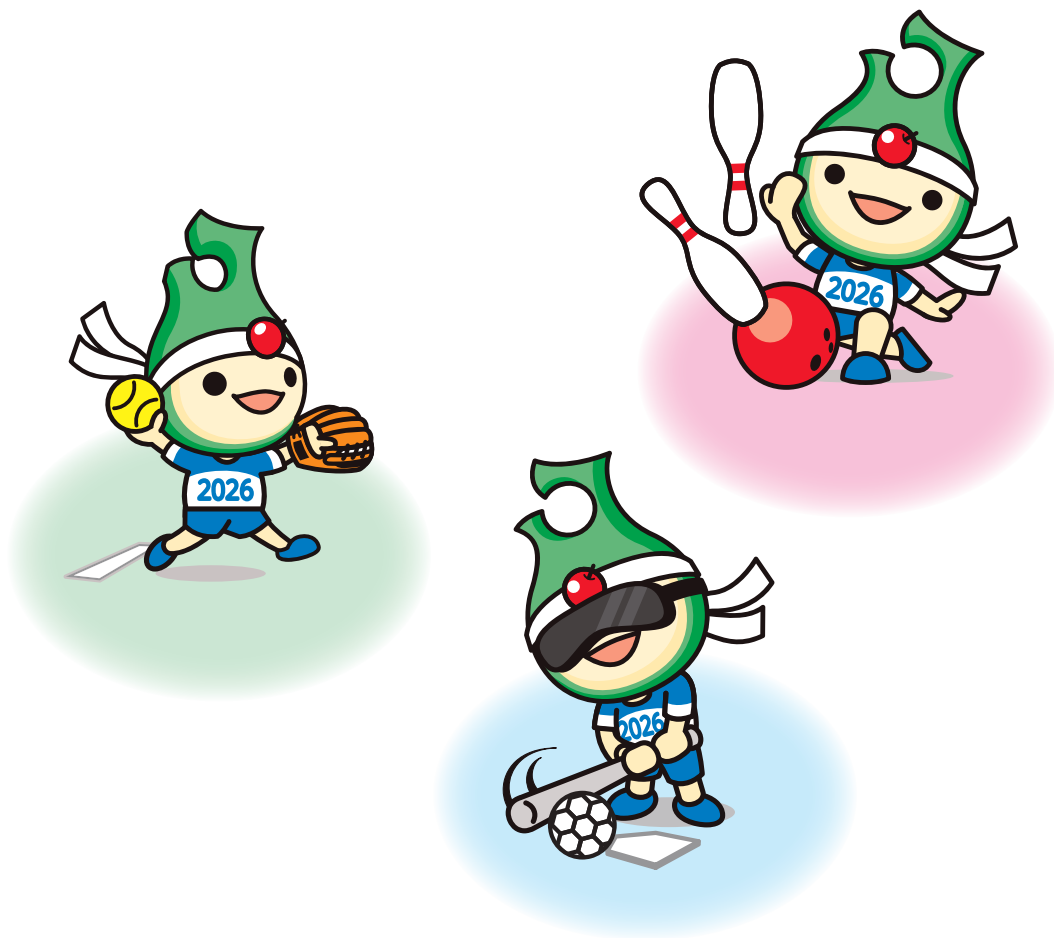
キ 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、肥沃な大地と豊かな海で育まれた青森県の新鮮で高品質な農林水産物を利用した郷土色豊かなものを提供します。

(2) 医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者の安全と健康のため、関係機関及び団体等の協力を得て、医療救護や防疫の体制を整えます。

また、食品衛生の徹底を図り、会場の清掃や廃棄物の適切な処理を行い、清潔で快適な環境を整えます。



4 輸送・交通等

大会参加者及び一般観覧者の安全かつ確実な輸送を行うよう努めるとともに、観光情報など青森県の魅力に触れる機会を提供します。

(1) 輸 送

大会参加者及び一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、道路及び交通状況を十分考慮した輸送体制の整備に努めます。

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとします。

また、関係機関等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送の確保に努めます。

イ 県内輸送

大会参加者については、借上バス・タクシーなどにより計画的に輸送を行います。その際は必要に応じて、低床バスや福祉車両等バリアフリーに対応した車両を活用します。

また、一般観覧者については、公共交通機関の利用やシャトルバスの運行等により円滑な輸送に努めます。

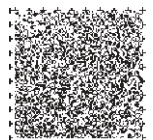
ウ 車両及び駐車場

大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両については、関係機関等の協力を得て、その確保に努めます。

また、大会参加者及び一般観覧者の駐車場や乗降場を確保し、輸送の円滑化に努めます。

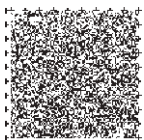
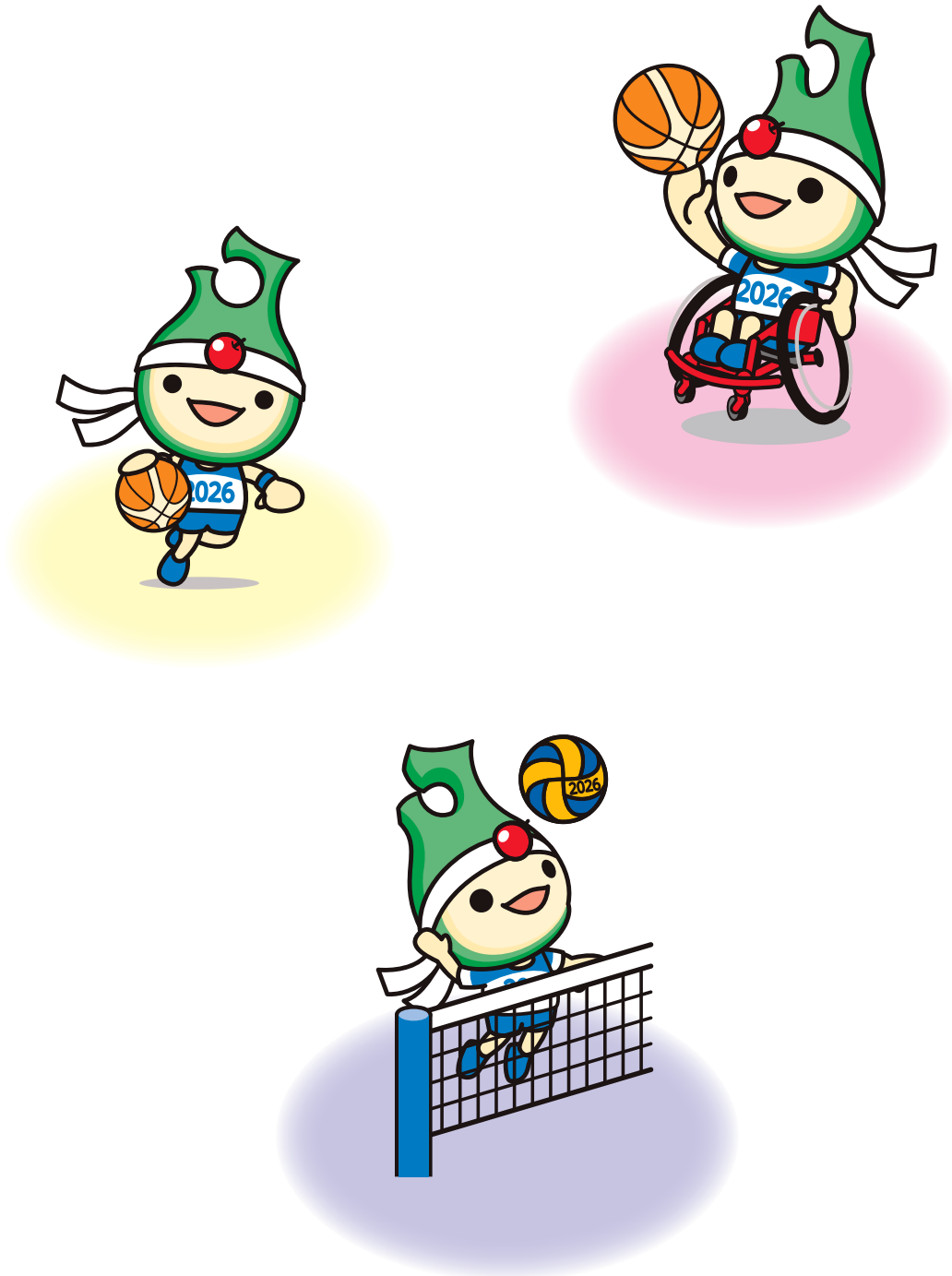
エ 交通安全対策

大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じた適切な対策を講じます。



(2) 観 光

全国から来県した大会参加者や一般観覧者に、青森県の魅力に触れる機会を提供し、空き時間を利用しての観光や買い物を積極的にサポートするため、関係団体との連携のもと、観光や県産品の情報提供を行います。



5 県民運動

「青の煌めきあおもり国スポ」と一体となり、県民一人ひとりが様々な形で「青の煌めきあおもり障スポ」へ参加、協力し、理解を深めることにより、スポーツに関わる楽しさと、感動を分かち合うとともに、来県者を熱いおもてなしの心で迎える大会の実現を目指して展開します。

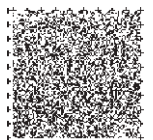
また、「青の煌めきあおもり障スポ」の開催を契機に、障がい者スポーツのより一層の普及・振興を図るとともに、障がいの有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現に寄与することを目的とします。

(1) 基本目標

- ア すべての県民が、国スポ・障スポのイベントやボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げます。
- イ すべての県民が、障がい者スポーツを「する」「みる」「ささえる」など様々な関わりを通じて、障がい者スポーツに対する意欲や関心を高め、障がい者スポーツ活動に親しみます。
- ウ すべての県民が、来県者を熱いおもてなしの心で迎えます。
- エ すべての県民が、障がいや障がい者に関する理解を深め、障がいのある人もない人も共に支え合う心を醸成します。
- オ すべての県民が、来県者との交流を通じて、青森県の多彩な魅力を発信します。

(2) 運動の進め方

- ア 県民運動は、県民一人ひとりの様々な活動への自発的、積極的な参加を基本として推進します。
- イ 県準備（実行）委員会は、「青の煌めきあおもり国スポ」と一体となった普及・啓発活動を行うとともに、市町村や各種団体等と連携を図り、全県的な運動を展開します。



ウ 市町村準備（実行）委員会は、県民運動の普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力して、地域の特性に応じた活動を推進します。

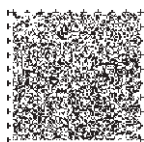
エ 関係機関・団体、学校、企業、NPO、ボランティア団体等は、県や市町村と連携を図りながら、それぞれの特色を活かした活動を積極的に行います。

（３）児童生徒等の参加の促進

児童生徒等が障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツの普及を図るため学校等と密接に連携し、式典への参加や競技会場での応援等、「青の煌めきあおもり障スポ」への参加を促進します。

（４）おもてなし広場の設置

県、会場地市町村、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携し、開・閉会式会場及び競技会場に「おもてなし広場」を設置します。



6 ボランティア

大会参加者や一般観覧者をサポートするため、大会参加者や一般観覧者をもてなす「大会運営ボランティア」をはじめ、手話や筆談等で情報提供を行う「情報支援ボランティア」、選手団と行動を共にする「選手団サポートボランティア」など、多様なボランティアを計画的に養成します。

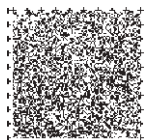
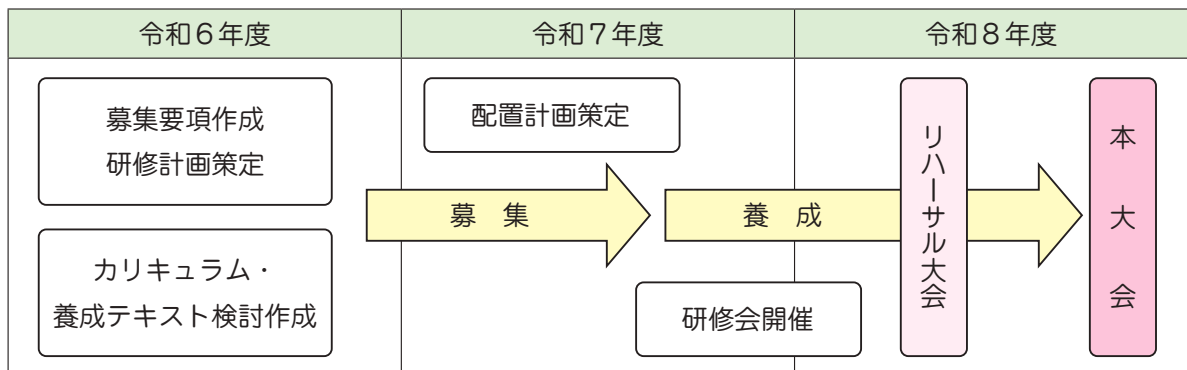
(1) 大会運営ボランティア

大会参加者及び一般観覧者をおもてなしの心でお迎えするため、「青の煌めきあおもり国スポ」と連携して、大会運営ボランティアを広く県民から募集します。

ア 種別及び内容

種 別	内 容	人 数
案内・介助	総合案内所などでの案内・誘導・介助	3,500人
会場整理	観客の改札、案内、誘導	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	
会場サービス	弁当・飲み物の配布	
式典	開・閉会式の式典補助	
おもてなし広場	おもてなし広場の運営補助	

イ 養成スケジュール



(2) 情報支援ボランティア

聴覚障がい者への情報支援を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援ボランティアを養成します。

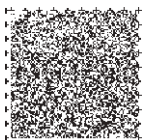
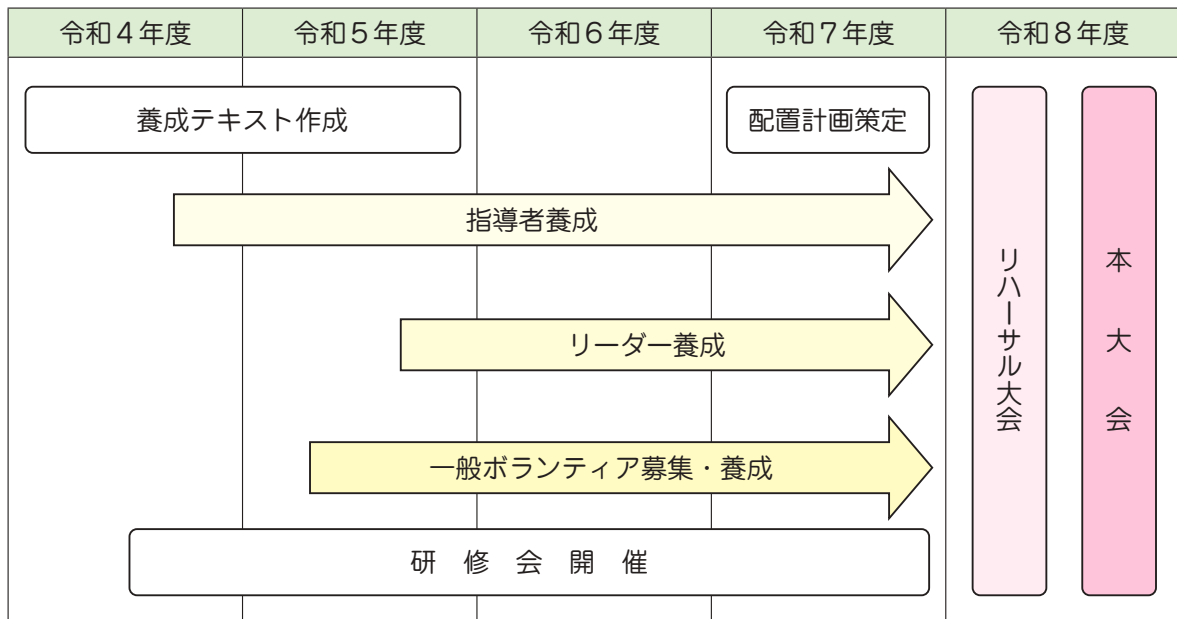
ア 種別及び内容

種 別	内 容	人 数
手 話	手話による情報の提供及びコミュニケーション保障	400人
筆 談	お互いに文字を書く筆談による、情報提供及びコミュニケーションの保障	200人
合 計		600人

イ 養成協力団体

一般社団法人青森県ろうあ協会 等

ウ 養成スケジュール



(3) 選手団サポートボランティア

大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代を担う若者が障がいのある方への理解を深め、大会終了後も様々なボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生等で構成する選手団サポートボランティアを養成します。

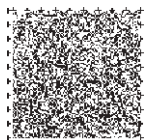
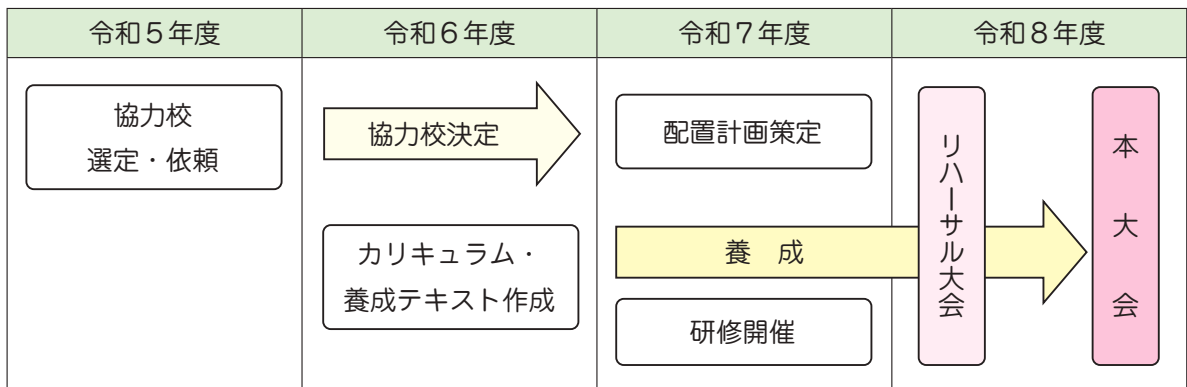
ア 種別及び内容

種 別	内 容	人 数
選手団サポート	選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等、来県から離県まで選手団と行動を共にします。	800人

イ 養成協力団体

大学・専修学校 等

ウ 養成スケジュール



7 広報・報道

大会の開催意義を広く県民に周知し、障がいや障がい者への理解を深め、大会への参加意識の高揚と県民の積極的な参加を実現するとともに、大会開催と青森の魅力を全国に発信するため、「青の煌めきあおもり国スポ」と一体となり、積極的な広報活動を展開します。

また、各報道機関が円滑な報道取材を行えるよう準備します。

(1) 広報活動

青の煌めきあおもり国スポと一体となり、計画的かつ効果的な広報活動を展開することにより、大会開催の意義や県民運動の周知を図ります。

ア 各種の広報媒体を活用した効果的な広報の展開

ポスター、リーフレット、屋外広告物、テレビ、新聞、インターネット等の多様な媒体を活用し、障がいのあるなしに関わらず、あらゆる人にとっての使いやすさ、分かりやすさに十分配慮するとともに、各段階に応じた効果的な広報を展開します。

イ イベント等を利用した大会開催機運の醸成

関係団体の協力を得て、各地で実施される各種イベント等を活用したPRに努めるなど、大会開催機運の醸成を図ります。

ウ 大会の愛称等の積極的な活用

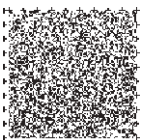
大会の愛称、スローガン、マスコット、イメージソング等を積極的に活用し、広く周知を図るとともに、親しみやすい大会を演出します。

エ 青の煌めきあおもり国スポとの連携

青の煌めきあおもり国スポと一体となり、大会開催機運の醸成や県民運動の効果的な推進を図ります。

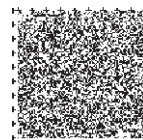
(2) 大会の記録

大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、障がい者スポーツの振興及び障がいに対する理解の促進や障がい者の社会参加の推進に活用します。



(3) 報道取材

全国から参集する報道関係者の取材活動に対応するため、青の煌めきあおもり国スポと合同で報道機関による組織を別途設置し、報道に関する調整を図ります。



8 運営・調整

大会全般の円滑な運営を確保するため、次の業務を実施します。

(1) 安全確保

関係機関・団体の緊密な連携のもと、開・閉会式会場、各競技会場における大会期間中の参加者の安全確保を図ります。

ア 会場等の警備

事件・事故等の未然防止に努めるとともに、緊急時における措置について万全を期します。

イ 交通対策

大会期間中の交通安全の確保を図るため、県民の協力を求めるとともに、実情に応じて適切な措置を講じます。

ウ 消防・防災

非常時における措置について万全を期すとともに、火災などの未然防止及び発生時の被害軽減対策に努めます。

(2) 服飾

大会全般の円滑な運営を確保するために、実施本部員、各種ボランティア等大会関係者の役割が識別できる服飾を整備します。

(3) 傷害保険等

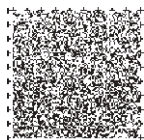
大会の開催準備又は大会期間中の不測の事態に対応するため、傷害保険等に参加し、万一の事態に備えます。

(4) 大会メダル・参加章

大会メダルを作成し、1位から3位までに入賞した選手等に授与します。

また、大会への参加と協力を末永く記念として残すため、参加章を作成し、選手・役員等に贈ります。

デザインは、「青の煌めきあおもり国スポ」と統一性を図ります。



平成23年6月24日公布
平成23年法律第78号
平成23年8月24日施行

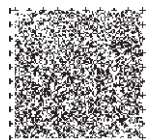
スポーツ基本法（一部抜粋）

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。



全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

1. 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3. 名称

(1) 大会の正式名称は、次のとおりとする。

全国障害者スポーツ大会

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

第〇〇回全国障害者スポーツ大会 〇〇競技

(3) 大会の英語表記は、第23回大会以降、

「National Sports Festival for People with a Disability」とする。

(4) 大会の略称は、第28回大会以降、「全スポ」とする。

(5) 制作物への表記

大会に関する制作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

4. 回数

大会は、平成13年に開催された大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

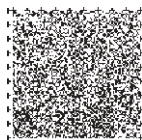
5. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、「JPSA」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び区市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、JPSA及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

6. 大会開催の基本方針

(1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。

(2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。



- (3) 大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 競技別会期は、開催2年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (5) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及びJPSA登録競技団体等が主管する。
- (6) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

7. 実施競技

- (1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

- (2) 各競技における実施種目は、競技規則に定められた競技・種目とする。

なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合は、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。

- (3) 競技規則に定める競技・種目については、JPSAが設置する全国障害者スポーツ大会大会委員会（以下、「大会委員会」という。）で協議し、適用する開催年の5年前までにJPSAが決定する。

- (4) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。

- (5) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。

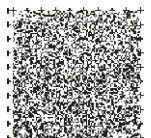
①原則として男女別とする。

②競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。

ただし、同一区分の選手が少ない等の理由により、これにより難しい場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。

- (6) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。

- (7) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。



8. 参加資格

(1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。

(2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

①年齢は毎年4月1日現在で13歳以上とする。

②資格要件は次のとおりとする。なお、「その取得の対象に準ずる障害」については、別途細則に定める。

ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

③申し込み時に参加する都道府県・指定都市に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

9. 都道府県・指定都市の選手及び役員数

(1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。

(2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。

①身体障害者が行う競技

車いすバスケットボール12名以内、グランドソフトボール15名以内、
バレーボール男子・女子各12名以内

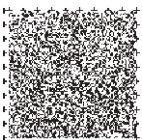
②知的障害者が行う競技

バレーボール男子・女子各12名以内、ソフトボール15名以内、
バスケットボール男子・女子各12名以内、サッカー16名以内、
フットソフトボール15名以内

③精神障害者が行う競技

バレーボール12名以内

(3) 個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。



また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車いすバスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットソフトボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難しい場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

10. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市で選手選考規定を定め、障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会等により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

11. 参加申込

(1) 個人競技の出場申し込みは、競技規則<別表1>に示された競技の中から、1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については次のとおり選択して申し込むことができる。

①陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。なお、リレー種目はこれとは別に選択する。

②フライングディスクは、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれか及びディスタンスの2種目を選択する。

③アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。

(2) 開催地主催者は、申し込まれた種目の中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。

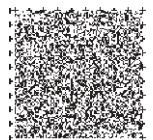
(3) 出場種目は2種目以内（リレー種目に出場する場合は3種目以内）とする。

ただし、地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者で協議のうえ決定することができる。

(4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。

(5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。

①開催地都道府県・指定都市の代表チーム



②別途定める細則に基づくブロック予選会により決定した都道府県または指定都市の代表チーム

③指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成が出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。ただし、その場合はブロック予選会から合同チームとして出場しなければならない。

12. 選手団の派遣及び費用

- (1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。
- (2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。
- (3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

13. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

14. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

15. 表彰

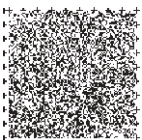
- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。なお、第23回大会以降、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

16. 大会開催地の内定及び決定

大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。

17. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。



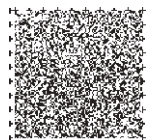
18. 大会開催の可否決定

大会開催地都道府県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、又はあうことが予測される場合、開催地主催者が中央主催者と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとし、3分の2程度に達することが予測される時は、開催の可否を検討することとする。なお、その決定に関する手続き、その他、必要な事項については別に定める。

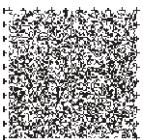
19. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- ①名誉会長 文部科学大臣
- ②名誉副会長 日本パラスポーツ協会会長
スポーツ庁長官
スポーツ庁次長
- ③大会会長 開催地都道府県知事
- ④代表副会長 開催地指定都市市長
- ⑤副会長 日本パラスポーツ協会副会長
スポーツ庁総括官
開催地都道府県・指定都市の議会議長
開催地市町村長及び市町村議会議長
開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市長
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会長
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会長
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会長
開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会長
開催地都道府県知的障害者福祉協会会長
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長
- ⑥顧問 文部科学副大臣
文部科学大臣政務官
文部科学事務次官
文部科学審議官
文部科学省大臣官房長
開催地都道府県選出の国会議員
日本スポーツ協会会長



全国社会福祉協議会会長
日本身体障害者団体連合会会長
全国手をつなぐ育成会連合会会長
日本知的障害者福祉協会会長
日本精神保健福祉連盟会長
JKA会長
日本医師会会長
支援自衛隊代表者
開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者
開催地都道府県の競技団体代表者
開催地都道府県の体育（スポーツ）協会会長
中央競馬馬主社会福祉財団理事長
⑦参 与 日本パラスポーツ協会理事、監事並びに評議員
スポーツ庁健康スポーツ課長
スポーツ庁競技スポーツ課長
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
開催地都道府県・指定都市議会議員
開催地都道府県の公安委員会委員長
開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長
開催地都道府県単位の関係団体の代表者
日本パラ陸上競技連盟会長
日本パラ水泳連盟理事長
日本知的障害者水泳連盟会長
日本身体障害者アーチェリー連盟会長
日本肢体不自由者卓球協会会長
日本視覚障害者卓球連盟会長
日本知的障がい者卓球連盟会長
日本障害者フライングディスク連盟理事長
日本ボッチャ協会代表理事
日本FIDバスケットボール連盟会長



日本車いすバスケットボール連盟会長
日本知的障がい者ソフトボール連盟理事長
全日本グランドソフトボール連盟会長
日本IDバレーボール連盟理事長
日本デフバレーボール協会理事長
日本知的障がい者サッカー連盟理事長
日本知的障がい者フットソフトボール連盟会長
日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会会長
全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長
全日本知的障がい者スポーツ協会会長
日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

※競技団体の並びに関しては、競技規則集の記載順として整理した。

20. 宿舎

開催地主催者は、競技別参加者の宿舎について、障害、会場までのアクセス等を十分に配慮して選定し、配宿するものとする。

21. 交通

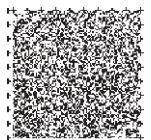
開催地主催者は、できる限り競技別参加者の移動について交通上の利便をはかるものとする。

22. 協議

本要綱において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、大会委員会において協議し、中央主催者が決定するものとする。

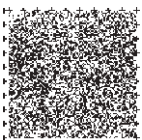
23. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、大会委員会の決議を経て、中央主催者が決定する。



付則

- 1 平成12年1月5日 制定
- 2 平成13年2月8日 改正
- 3 平成14年2月8日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成14年に開催される第2回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成15年3月3日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成15年に開催される第3回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 7 平成17年4月1日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成17年に開催される第5回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成19年3月6日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成19年に開催される第7回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成20年4月1日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成20年に開催される第8回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 13 平成21年4月1日 改正
- 14 この開催基準要綱は平成21年に開催される第9回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 15 平成22年4月14日 改正
- 16 この開催基準要綱は平成22年に開催される第10回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 17 平成23年4月1日 改正
- 18 この開催基準要綱は平成23年に開催される第11回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 19 平成24年4月1日 改正
- 20 この開催基準要綱は平成24年に開催される第12回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 21 平成25年4月1日 改正
- 22 この開催基準要綱は平成25年に開催される第13回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 23 平成26年4月1日 改正
- 24 この開催基準要綱は平成26年に開催される第14回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 25 平成27年4月1日 改正
- 26 平成27年10月1日 改正
- 27 この開催基準要綱は平成27年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 28 平成28年4月1日 改正
- 29 この開催基準要綱は平成28年に開催される第16回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 30 平成29年4月1日 改正
- 31 この開催基準要綱は平成29年に開催される第17回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 32 平成30年4月1日 改正
- 33 この開催基準要綱は平成30年に開催される第18回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 34 平成31年4月1日 改正
- 35 この開催基準要綱は令和元年に開催される第19回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 36 令和2年4月1日 改正
- 37 この開催基準要綱は令和2年に開催される第20回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 38 令和3年4月1日 改正
- 39 この開催基準要綱は令和3年に開催される第21回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 40 令和4年4月1日 改正
- 41 この開催基準要綱は令和4年に開催される第22回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 42 令和5年4月1日 改正
- 43 この開催基準要綱は令和5年に開催される特別全国障害者スポーツ大会から適用する。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
(青森県 国スポ・障スポ局内)

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

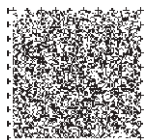
TEL : 017-734-9186

FAX : 017-734-8032

E-mail : aomori2026shospo@pref.aomori.lg.jp

URL : <https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp>

令和6年3月発行





2026

青の煌めきあおもり障スポ

The 25th National Sports Festival for People with a Disability

